

○ 国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議規則

制定 令和4年 3月25日

改正 令和7年 6月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山梨大学基本規則第22条第2項の規定に基づき、国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員で、経営協議会において選出された者6人以内
- (2) 教育研究評議会の学長以外の者で、教育研究評議会において選出された者6人以内
- 2 前項各号に掲げる委員は同数とする。
- 3 第1項各号に掲げる委員の任期は、経営協議会委員又は評議員としての任期とする。ただし、委員が、国立大学法人山梨大学学長の選考に関する細則第4条の規定により学長候補適任者として推薦された場合の後任の委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(審議事項)

第3条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考及び解任に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業務執行状況の検証に関する事項
- (4) その他学長の選考に関する重要事項

(学長の業務執行状況の検証)

第4条 前条第3号により、学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況について毎年度検証するものとし、検証結果に基づき必要があると認める場合は学長に対し意見を提出するとともに、経営協議会及び教育研究評議会に報告することとする。

- 2 学長の業務執行状況の検証は、国立大学法人山梨大学監事の協力を得て定期に実施するものとする。ただし、学長選考・監察会議が必要と認めるときはその都度実施するものとする。

(議長)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の成立)

第6条 学長選考・監察会議は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第7条 学長選考・監察会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議が文部科学大臣へ行う学長解任の申出は、委員総数の3分の2以上の議決を要する。

(庶務)

第8条 学長選考・監察会議に関する庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学学長選考会議規程（平成16年4月1日制定）及び山梨大学学長選考調査委員会規則（平成20年1月15日制定）は廃止する。
- 3 この規則の施行日において、第2条第1項各号に掲げる委員及び第5条に掲げる議長並びに議長代行については、前号により廃止する前の国立大学法人山梨大学学長選考会議委員及び議長並びに議長代行が引き継ぐこととする。

附 則

この規則は、令和7年6月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。